

第1回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」議事要旨

日 時：	平成29年11月1日（水）午後1時45分～午後4時
場 所：	東京証券会館5階 第2会議室、第1・3会議室

次 第

1. 本分科会の運営及び今後の進め方等について
2. ESG(Environment, Social, Governance)投資、グリーンボンド、ソーシャルボンドの動向等について
 - 1) 持続可能な金融の最新動向
【ゲストスピーカー】
ICMA(国際資本市場協会) 会長 ルネ・カーセンティ氏
ICMA 市場慣行及び規制政策担当ディレクター ピーター・ムンロ氏
 - 2) 低炭素経済への移行へ向けたグリーンファイナンス・投資の拡大
【ゲストスピーカー】
OECD(経済協力開発機構) 事務次長 河野 正道 氏
3. 意見交換
※ 次第2. 及び3. は、「国際関係懇談会」及び同ワーキング・グループとの共催。

議 事

1. 分科会における運営及び今後の進め方等について
事務局より、資料に基づき、本分科会の運営及び今後の進め方等について説明が行われ、了承を得た。
2. ESG(Environment, Social, Governance)投資、グリーンボンド、ソーシャルボンドの動向等について
ルネ・カーセンティ氏、ピーター・ムンロ氏より「持続可能な金融の最新動向」について、河野 正道氏より「低炭素経済への移行へ向けたグリーンファイナンス・投資の拡大」についてそれぞれ講演が行われた。
3. 意見交換
上記2. の講演を踏まえ、大要以下のとおり質疑応答、意見交換が行われた。

○主な意見

- ・ ICMA ではグリーンボンド原則等を公表しているが、その原則を満たしているかどうかの証明について、どのように考えているのか。

⇒数年前まではガイドラインはなかったが、一部の銀行のイニシアチブにより 2013 年頃からグリーンボンドの発行は増えてきており、当時から証明や外部評価については議論の対象であった。問題は「どの程度で十分か」という点である。その中で、フランスや中国など一部の先進的な国において検討されたグリーンボンドの分類は共通言語として使用できるかもしれないが、必ずしもそれらは要件ではない。この検討過程では、国によって必要要件についての考え方が異なることが明らかになり、統一的なソリューションを導くことが課題とされた。我々としては引続き市場参加者が協同してより良いソリューションを導くことを後押ししていきたい。(カーセンティ氏、ムンロ氏)

- ・ 中国においては、オンショア市場では石炭産業などでも効率の良いものであればグリーンなものとして認めるということだが、グリーンボンドというマーケットを広めるために、どの程度まで対象とするのかという論点がある。また、中国では国としてレギュレーターが推進していることもあってマーケットが発展してきたが、日本にとって相応しい進め方についてどう考えるか。

⇒まず、日本ではワクチン債の発行実績があり、また、国民の金融資産も莫大であることから潜在的な需要は大きいですが、プロダクトの増加という点は課題である。また、政府のイニシアチブや、幅広い潜在的な発行体も重要な要素であり、日本におけるグリーン債、サステナブル債の循環的な仕組みの構築に欠かせないだろう。(カーセンティ氏)

⇒「ESG リスク」という考え方はあるが、投資家が経済的リターンを追うことを規制することはできない。投資家が「ESG リスク」について経済的リターンを得る機会をとらえるかどうかという点もポイントとなる。(ムンロ氏)

⇒投資家は視野が短期的であるという点が問題ではあったが、SDGs や気候変動に関しては長期的な視野で魅力的なリスク調整後リターンがあると考え、興味を持ち始めているようだ。日本政府としても、生産性の向上、労働市場の構造転換とともに、気候変動、ESG、SDGs にプライオリティーを置いているようである。日本は ESG やサステナブル投資において適切なファイナンスが行われるためのリーダーシップを取りうると考えている。(河野氏)

- ・ 環境によい活動が企業業績に貢献するということは分かりにくいと思うが、欧州では何もしない会社に対するペナルティーのようなものはあるか。

⇒投資家は世代交代が進んでおり、例えばミレニアル世代の投資家は、経済的リターンに加え社会的リターンについても考慮している。現在のような低金利環境下で経済的リターンがほとんど変わらないのであれば、投資家はより一層社会的リターンを考慮

するようになるため、ESG を考慮しない企業は資金調達の手機を失うという形で投資家からペナルティーを受けることになるだろう。(カーセンティ氏)

- ・中国には中国の、欧州には欧州のスタンダードがある、つまり認証制度は各国にあるという理解でよいか。

⇒我々は各国に何らかの単一基準を求めているのではなく、異なる法域にわたって調和のとれた基準が作られることを望んでいる。例えば、我々は中国の規制当局とも連携しており中国の基準は ICMA 原則と一貫性が保たれていると考えている。また、欧州では ESMA がラベリングを推奨している。理想的にはグローバルソリューションが望ましいが、各地域の状況を踏まえ多様化することもありうると思う。(カーセンティ氏・ムンロ氏)

⇒発行体がコミットしたことを順守しているかどうかという観点から情報開示の在り方について検討をしている。情報開示を任意のものにするのか、義務として課すのか、その組み合わせにするのか、どれが相応しいのかは未だ分かりかねるが、市場参加者にとってより良いものとなることが望ましい。(河野氏)

- ・カーボンオフセットの推進について、欧州等ではどのように進めているのか。

⇒我々は専門家ではないが、カーボンオフセットについては自社で取組むだけでなく、カーボンオフセットのプロバイダを通して CO2 削減に取り組む企業に投資する方法があるだろう。ただ、プロバイダが必ずしも信用できるわけではないことから、どのように見極めるかが課題となるだろう。(ムンロ氏)

⇒パリ協定の目標を達成するためには、カーボンオフセットへの取組みは必須であるというデータが既にある。様々な新しい技術が現実化することに期待する。(河野氏)

- ・若い世代は社会的リターンに関心が高く、社会的リターンのある投資商品を積極的に選ぶ傾向があると考えているが、社会的リターンというものは非常に感情的な側面があると思っている。例えばワクチン債は社会的インパクトが大きく、1万円の投資で何人にワクチン投与できるかがはっきりしているという点でベスト・ケースだと思うが、他のプロジェクトの中には、感覚的に共感できてもその効果が数量で把握できないものも増えている。中国の石炭発電の高効率化についても、一定程度効率化すればよいという考え方や、炭素排出ゼロを目指すべきといった考え方があると思う。どのような社会的リターンがあるかというメッセージを投資家に発信するかという点も重要である。

⇒プロジェクト評価について、確かにワクチン債は分かりやすいが、他のグリーンインベストメントやソーシャルインベストメントについては ICMA の原則をどうするかという問題がある(例えば住宅供給目的の投資などはプロジェクト評価が難しい)。そのことから、第三者機関によるモニタリングやレポートが重要と考える。また、投資家、特に機関投資家にとってはレベル感のわかるものが求められ、格付とまでは言わないが、ラベリングがあると良い。我々は単一化を求めるわけではないが、ラベリングにあたっては各国で足並みを揃えることが求められる。(カーセンティ氏)

⇒「グリーン」の定義についてはよく質問を受ける。また、格付の付け方についての課題もある。格付機関が評価をするにしても、各国が新たなオピニオンプロバイダーの監督機能を果たすことが大切である。(ムンロ氏)

- ICMA が原則を策定したことに対し、原則の策定に携わっていない主体からの反発も起こる可能性があると思うが、そういった一種の地政学的なリスクについてどのように考え、どのように取り込んでいくつもりか。

⇒まず、我々の基準は投資家から民主的に認められたものである。各国において誰がどのように監督していくかが重要である。また、国、ルール化する側が民主的な方法で発行体、投資家、仲介業者のようなステークホルダーの意見を十分に聞かない場合もあるが、そういった状況はリスクと捉えている。したがって、我々としては、そうした民主的なルール策定過程において助力していきたい。(カーセンティ氏)

⇒OECD は、各加盟国政府がグローバルなベストプラクティスを知ったうえで、各国においてフラグメンテーションに陥らないような政策決定を支援していくことを使命としているので、そういった事態が生じているとしたら更に努力してまいりたい。(河野氏)

(注) スピーカーコメントは事務局拙訳

以 上

本件に関するお問い合わせ先：SDGs推進室（03-3667-8478） 本議事要旨は暫定版であり、今後内容が一部変更される可能性があります。
